

# いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant  
Corporation

2020/02/10

VOL.97

## ● 健保の被扶養者「国内居住要件」が追加

2020年4月1日以降、健康保険の『被扶養者の要件』に新たに『日本の居住要件』が加わります。

ここでいう「日本の居住要件」とは、原則として、**住民票が日本にあるか否かで判断します**。実際には一定の間、当該被扶養者が海外で生活していたとしても、**住民票が日本にある限りは、この要件は満たす**こととなります。

ただし、要件には例外があります。日本に住民票がない場合であっても次に挙げる一定の者は被扶養者として認められます。

- ①外国において留学する学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的海外渡航者
- ④被保険者の海外赴任期間に、当該被保険者と身分関係が生じたもので、②と同等と認められる者
- ⑤渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基盤があると認められる者

例えば、お子さんの海外留学によるケースでは、海外転出ということで日本から住民票を抜いたとしても、日本国内に生活の基礎があると

して、他の要件を満たしている限り、**被扶養者として認定されます**。

今回の改正は、母国に住む外国人労働者の家族を被扶養者として認めることが、日本で居住の実態のない母国に居住している家族が来日した際に日本国内で治療を受けた場合の診療に保険が適用されたり、母国の家族が母国で治療を受けたりした場合でも「海外療養費」により、現地で全額自己負担後、保険適用分について保険で払い戻しを受けるといった**本来の公的医療制度の趣旨に合わない保険給付**に対して、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るという趣旨で、健康保険施行規則の改正が行われました。

なお、今回の改正後、『国内居住要件』に該当しない被扶養者は令和2年4月1日以降、被扶養者として認められなくなることから、**今後、被扶養者の削除の手続きが必要となります**。しかしながら、現段階ではどのような手続きが必要となるか等の詳細については、まだ決定されていないようです。決定次第あらためてご案内いたします。該当者がいる場合はご注意ください。

## ● 65歳以上雇用保険被保険者、4月から保険料控除始まります！

これまで4月1日時点で「満64歳以上」となっている雇用保険の被保険者については、雇用保険料が免除されていました（被保険者・事業主分ともに）。

この保険料免除が今年度をもって終了し、**2020年4月1日以降は、雇用保険料を控除することとなりました**。給与計算のご担当者の方々にご確認いただくとともに、被保険者の方々にもご案内が必要です。

2018年12月31日時点で、高年齢継続被保険者（65歳に達した日の前日から引き続いて65歳以後も継続して雇用されている者）および2019年1月1日以降、新たに加入された65歳以上の被保険者とともに保険料控除の対象となりますのでご注意ください。

なお、65歳以上雇用保険被保険者に関する手続きでご不明な点がある場合には、当事務所担当者にご相談ください。